



やさしい必要経費の知識

【国税庁 No.2210】

1. 必要経費に算入できる金額

事業所得、不動産所得及び雑所得の金額を計算する上で、必要経費に算入できる金額は、次の金額です。

(1) 総収入金額に対応する売上原価その他その総収入金額を得るために直接要した費用の額

売上原価・・・商品や製品を販売したり、サービスなどを提供したとき、その期の売上高に直接対応している原価

(2) その年に生じた販売費、一般管理費その他業務上の費用の額

販売費・・・販売に関する経費であり、販売活動において直接要した費用
(販売手数料、販売促進費(広告費)など)

一般管理費・・・総務や企業全体を運営し管理する為に要した費用
(間接部門の人件費、光熱費、家賃、減価償却費、租税公課、福利厚生費、その他経費(交際費、旅費交通費、通信費)など)



2. 必要経費の算入時期

必要経費となる金額は、その年において債務の確定した金額（債務の確定によらない減価償却費などの費用もあります）です。

つまり、その年に支払った場合でも、その年に債務の確定していないものはその年の必要経費になりませんし、逆に支払っていない場合でも、その年に債務が確定しているものはその年の必要経費になります。

この場合の「その年において債務が確定している」とは、次の**三つの要件**を全て満たす場合をいいます。

(1) その年の12月31日までに債務が成立していること

契約が成立していること(書面を交わす必要がなく、口頭でも成立する)



(2) その年の12月31日までにその債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること

契約に基づいて、注文した物品の納品やサービスの提供を実際に受けて完了していること



(3) その年の12月31日までに金額が合理的に算定できること

納品された商品やサービスの代金が確定し分かっていること
(請求書や契約書などから代金が明らかに把握出来ればOK)



3. 必要経費に算入する場合の注意事項

(1) 個人の業務においては、一つの支出が家事上と業務上の両方にかかわりがある費用(家事関連費といいます)となるものがあります。

この家事関連費のうち必要経費になるのは、取引の記録などに基づいて、業務遂行上直接必要であったことが明らかに区分できる場合のその区分できる金額に限られます。

<例> 自宅兼事務所で個人事業を営んでいる方

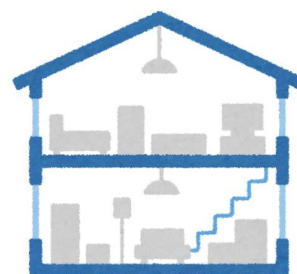
家事関連費に該当するもの

「家賃」、「電気代」、「ガス代」
「水道代」、「電話代」
「インターネットプロバイダー料金」など

事業用(事業経費)とプライベート用(家事費)を合理的に按分し、事業用として認められる分のみを必要経費として計上できます。
青色申告をしている個人事業主であることが必要

家事関連費の按分基準<参考例>

家事関連費の種類	家事按分の基準(目安)の例
家賃	使用している床面積の割合
電気代	部屋に設置されているコンセントの数、使用時間
車両代(減価償却費、ガソリン代など)	使用日数の割合、走行距離の割合



家事関連費全額が必要経費ではないので注意しましょう!



(2) 必要経費になるものとならないものの例

生計を一にする配偶者その他の親族に支払う地代家賃などは必要経費になりません。
逆に、受取った人も所得としては考えません。

これは、土地や家屋に限らずその他の資産を借りた場合も同様



ただし……

例えば子が生計を一にする父から業務のために借りた土地・建物に課される固定資産税等の費用は、子が営む業務の必要経費になります。

生計を一にする配偶者その他の親族に支払う給与賃金は必要経費になりません。

青色申告者 = 青色事業専従者給与、白色申告者 = 事業専従者控除の金額が、必要経費となる



業務用資産の購入のための借入金など、業務のための借入金の利息は必要経費になります。

<注> 不動産所得を生ずべき業務の用に供する土地等を取得するために要した負債の利子の額は、不動産所得の計算上必要経費になりますが、不動産所得の金額が損失(赤字)となった場合には、その負債の利子の額に相当する部分の喪失の額は生じなかったものとみなされ、他の所得金額との損益通算はできません。

業務用資産の取壊し、除却、滅失の損失及び業務用資産の修繕に要した費用は、一定の場合を除き必要経費になります。



事業税は全額必要経費になります、固定資産税は業務用の部分に限って必要経費になります。

所得税や住民税は必要経費になりません。

罰金、科料及び過料などは必要経費になりません。



公務員に対する賄賂などについては必要経費になりません。

